市民の皆様へ

令和９年４月１日から
一般廃棄物処理手数料等を改定します

近年の社会情勢の変化に伴うエネルギー価格や人件費の高騰により、ごみ処理経費が増加しております。本市では、今後も持続可能なごみ処理体制を維持していくため、令和９年４月１日から一般廃棄物処理手数料等の改定を行います。

皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 粗大ごみの収集・運搬手数料及び算定方法が変わります

改定前（令和９年３月３１日まで） 重量による手数料	
5kg 未満	２００円
5kg 以上１０kg 未満	３００円
１０kg 以上３０kg 未満	６００円
３０kg 以上５０kg 未満	９００円
５０kg 以上８０kg 未満	１，３００円
８０kg 以上	１，８００円

改定後（令和９年４月１日から） 長辺の長さによる手数料	
１品目につき長辺が３０cm を超え１００cm まで	５００円
１品目につき長辺が１００cm を超えるもの	１，０００円

2 粗大ごみ収集・運搬手数料の納付方法が変わります

これまでは「収集時の現金納付」としていましたが、今後は「納付券シールによる事前納付方式」へと変わります。
現在、関係各所と調整中ですので、詳細が決まり次第、広報紙やホームページ等でお知らせします。

3 ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ入りﾍﾞｯﾄﾞﾏｯﾄﾚｽの処分手数料

改定前 （令和９年３月３１日まで）	改定後 （令和９年４月１日から）
１品目につき １，０００円	１品目につき １，５００円

4 動物の死体の手数料

改定前 （令和９年３月３１日まで）	改定後 （令和９年４月１日から）
収集運搬手数料 ５００円/体	収集運搬手数料 ７５０円/体
処分手数料 ５００円/体	処分手数料 ７５０円/体

※自宅収集の場合は、別途「収集・運搬手数料」がかかります。

5 お問い合わせ先

狭山市役所 環境経済部　資源循環推進課
電話：04-2937-6943（直通）　９：００～１６：３０（土・日・祝日を除く）

リサイクル都市・狭山